

第219回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
日本橋ダイヤビルディング
当社本店

決議 事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件

■ 目次

第219回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	17
連結計算書類	41
計算書類	56
監査報告	65

 **三菱倉庫株式会社**

証券コード：9301

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、本株主総会におきましては、当日のご来場見合わせ及び書面又はインターネット等による議決権行使を是非ご検討下さいますようお願い申し上げます。

また、ご来場される場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染症予防・拡大防止のためマスク着用等のご配慮をお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
三菱倉庫株式会社
取締役社長 藤 倉 正 夫

第219回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第219回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することもできますので、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、本株主総会におきましては、当日のご来場を見合わせ、お手数ながら後記の株主総会参考書類(4頁から16頁)をご検討下さいまして、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに到着するよう議決権行使書をご返送下さるか、2022年6月28日(火曜日)午後5時までにインターネット等によって議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。(インターネット等による議決権行使の方法等につきましては、3頁をご参照下さい。)

敬 具

記

- 1 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
 - 2 場 所 東京都中央区日本橋一丁目19番1号 日本橋ダイヤビルディング 当社本店
 - 3 目的事項
- 報告事項
1. 第219期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第219期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役13名選任の件

4 議決権の行使について

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

以 上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページの「IR情報」(<https://www.mitsubishi-logistics.co.jp/ir/>)に掲載いたします。

インターネット等による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、2頁「4 議決権の行使について」及び以下の事項をご確認のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使が可能です。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

議決権行使サイトについて

- (1) 毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止します。
- (2) インターネットご利用環境、ご加入のサービス及びご使用の機種によっては、ご利用できない場合があります。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。
- (4) ご不明な点等がございましたら下記へお問合せ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00

《機関投資家の皆様へ》

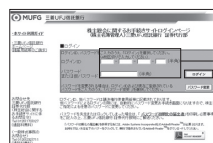
議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

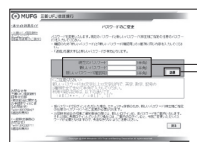
- 1 議決権行使サイトにアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分については、当社の主たる事業である倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業の計画的な事業展開と経営環境の変化に備えて財務体質の強化にも意を用い、また、中期経営計画[2019-2021]において、経営計画期間中は、会社業績や資本効率の向上と合わせて株主還元の一層の充実を図ることとし、配当は、期間の利益だけでなく利益剰余金の水準も考慮した安定的配当を行う方針であり、同計画の最終年度となる2021年度にD O E(連結自己資本配当率)2%を目標に配当を行う予定としております。

当期の期末配当金は、以上の基本方針並びに当期業績及び利益剰余金の水準等を勘案し、1株につき41円とさせていただきます。これにより、中間配当金39円を加えた年間の配当金は、前期に比べ1株につき20円増額の80円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 41円

総額 3,329,560,759円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第 2 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化及び経営と執行の分離の推進を目的として、現行定款につき次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 変更案第 14 条は、株主総会の招集とその議長について、社長を執行役員の役位とすることに伴い、所要の変更及び規定の新設を行うものであります。
 - ② 変更案第 19 条は、取締役の定員枠について、業務執行機能を執行役員が担うこととすることに伴い、現行の 18 名以内から 14 名以内に減員するものであります。
 - ③ 変更案第 23 条第 2 項は、取締役会長以外の役付取締役の廃止に伴い、所要の変更を行うものであり、また、現行規定第 23 条第 3 項は、社長を執行役員の役位とすることに伴い、これを削るものであります。
 - ④ 変更案第 26 条は、取締役会が執行役員を選任し、社長及びその他の役付執行役員を選定する旨並びに執行役員たる社長が業務全般を統括する旨を定めるものであります。
 - ⑤ 以上の変更に伴い、条数の整備を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行(2022 年 9 月 1 日)に伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款につき次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行規定第 15 条)は不要となるため、これを削るものであります。
 - ④ 以上の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

現行規定と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 規 定	変 更 案
<p>第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集してその議長となる。取締役社長が支障あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 14 条 株主総会は、代表取締役たる社長が招集する。代表取締役たる社長が欠員又は支障あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>2 株主総会は、社長がその議長となる。社長が支障あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(削 る)</p>
<p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 本会社の取締役は、<u>18</u> 名以内とする。</p> <p>第 23 条 取締役会は、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。ただし、取締役会長、取締役副社長及び専務取締役は欠員とすることができる。</u></p> <p>3 <u>取締役社長は、業務全般を統括する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>第 <u>26</u> 条～第 <u>38</u> 条 (省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>第 19 条 本会社の取締役は、<u>14</u> 名以内とする。</p> <p>第 23 条 <現行第 23 条第 1 項のとおり></p> <p>2 <u>取締役会は、取締役会長を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>第 <u>26</u> 条 <u>取締役会は、執行役員を選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定する。</u></p> <p>3 <u>社長は、業務全般を統括する。</u></p> <p>第 <u>27</u> 条～第 <u>39</u> 条 <現行第 26 条～第 38 条のとおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>現行規定第 15 条を削ること及び変更案第 15 条を新設することについては、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日たる 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行規定第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>第 <u>3</u> 条 <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前条の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削る。</u></p>
---	---

第3号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いいたしたく、次の候補者を推薦いたします。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ふじくらまさお 藤倉正夫 (1959年3月20日生)	1982年4月 当社入社 2012年6月 当社国際業務室長 2015年4月 当社大阪支店長 2016年6月 当社取締役大阪支店長 2017年4月 当社常務取締役大阪支店長委嘱 2018年4月 当社取締役社長 2021年6月 当社取締役社長社長執行役員(現在)	22,576株
〔取締役候補者とした理由〕 国際業務室長等を歴任し、常務取締役大阪支店長を経て、現在は会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長社長執行役員を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		
2 わかばやしひとし 若林仁 (1960年1月22日生)	1982年4月 当社入社 2012年6月 当社倉庫事業部長 2015年4月 三菱倉庫(中国)投資有限公司董事長 2016年4月 当社倉庫事業部長 2016年6月 当社取締役倉庫事業部長 2017年4月 当社常務取締役 2019年4月 当社常務取締役倉庫事業部長委嘱 2020年4月 当社常務取締役 2021年6月 当社常務取締役常務執行役員(現在)	16,038株
〔取締役候補者とした理由〕 倉庫事業部長、中国事業を統括する現地法人の責任者を歴任したほか、倉庫事業部門のみならず総務部門での勤務経験も長く、現在は常務取締役で、倉庫事業担当の常務執行役員を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 さいとう やすし 斉藤 康 (1958年10月16日生)	1982年4月 当社入社 2011年6月 当社経理部長 2016年6月 当社取締役経理部長 2018年4月 当社常務取締役経理部長委嘱 2018年6月 当社常務取締役 2021年6月 当社常務取締役常務執行役員(現在)	10,840株
[取締役候補者とした理由]		
経理部長等を歴任したほか、経理部門での勤務経験が長く、現在は常務取締役で、経理・情報システム担当の常務執行役員を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		
4 きむら しんじ 木村 伸児 (1958年7月18日生)	1982年4月 当社入社 2014年4月 当社人事部長 2016年4月 当社総務部長兼広報室長兼人事部長 2017年6月 当社取締役総務部長兼広報室長兼人事部長 2018年4月 当社常務取締役 2020年4月 当社常務取締役工務部長委嘱 2021年4月 当社常務取締役 2021年6月 当社常務取締役常務執行役員(現在)	9,938株
[取締役候補者とした理由]		
総務部長兼広報室長兼人事部長等を歴任したほか、港運事業部門に加え、企画等の管理部門での勤務経験も長く、現在は常務取締役で、工務・港運事業・不動産事業担当の常務執行役員を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>わかばやし たつ お 若林辰雄 (1952年9月29日生)</p> <p>5</p>	<p>1977年4月 三菱信託銀行株式会社入社 2012年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長 2013年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役副会長 2013年12月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長兼 取締役会長 2015年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 代表執行役副会長 2016年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役会長、 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 2016年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役退任 2020年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問(現在) 2019年6月 当社取締役(現在)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問 三菱マテリアル株式会社社外取締役</p>	<p>0株</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社の経営に携わり、金融・ファイナンス等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 現在、当社の指名・報酬委員会の委員長を務めており、引き続き同委員会の委員としての、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上への貢献に加え、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
きた ざわ とし ふみ 北 沢 利 文 (1953年11月18日生)	1977年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2016年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 2016年6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役 2019年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長 2019年6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役退任 2022年4月 東京海上日動火災保険株式会社相談役(現在) 2019年6月 当社取締役(現在) [重要な兼職の状況] 東京海上日動火災保険株式会社相談役 株式会社三菱UFJ銀行社外取締役監査等委員 積水ハウス株式会社社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 長年にわたり東京海上日動火災保険株式会社の経営に携わり、リスクマネジメントやファイナンス等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に對する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 現在、当社の指名・報酬委員会の委員を務めており、引き続き同委員会の委員としての、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上への貢献に加え、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。		
ない とう ただ あき 内 藤 忠 顕 (1955年9月30日生)	1978年4月 日本郵船株式会社入社 2015年4月 同社代表取締役社長・社長経営委員 2019年6月 同社取締役会長・会長経営委員 2020年6月 同社取締役会長・会長執行役員 2022年4月 同社取締役会長(現在) 2020年6月 当社取締役(現在) [重要な兼職の状況] 日本郵船株式会社取締役会長	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 長年にわたり日本郵船株式会社の経営に携わり、当社の主力事業である物流事業等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に對する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">しょうじてつや 庄司哲也 (1954年2月28日生)</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p>1977年4月 日本電信電話公社入社 2009年6月 日本電信電話株式会社取締役総務部門長 2012年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長 2015年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 同社相談役(現在) 2021年6月 当社取締役(現在)</p> <p>[重要な兼職の状況] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社相談役 サッポロホールディングス株式会社社外取締役 日立造船株式会社社外取締役 日本たばこ産業株式会社社外取締役 サークレイス株式会社社外取締役</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 長年にわたりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の経営に携わり、当社が進めるデジタル新技術を活用した業務革新等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 現在、当社の指名・報酬委員会の委員を務めており、引き続き同委員会の委員としての、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上への貢献に加え、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。</p>		

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>9</p> <p>きむら かずこ 木村和子 (1951年5月1日生)</p>	<p>1976年4月 厚生省入省 1996年7月 世界保健機関医薬品部出向 1999年7月 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構出向 2000年4月 金沢大学医薬保健研究域薬学系国際保健薬学研究室教授 2017年4月 国立大学法人金沢大学名誉教授(現在) 2017年10月 同大学大学院医薬保健学総合研究科特任教授(現在) 2021年6月 当社取締役(現在)</p> <p>[重要な兼職の状況] 国立大学法人金沢大学大学院医薬保健学総合研究科特任教授 タカラバイオ株式会社社外取締役 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会代表理事</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 薬学博士として、厚生省勤務を経て、世界保健機関等の外部機関の要職及び国立大学法人金沢大学教授を歴任し、当社の主力・注力分野である医療・ヘルスケア等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見に加え、ダイバーシティの観点からの有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。 なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	<p>0株</p>
<p>10</p> <p>なか しま たつ し 中島立志 (1957年11月29日生)</p>	<p>1976年4月 当社入社 2017年4月 当社名古屋支店長 2018年6月 当社取締役名古屋支店長 2020年4月 当社取締役横浜支店長 2021年6月 当社取締役上席執行役員横浜支店長(現在)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 倉庫事業部門での経験が長く、現在は取締役上席執行役員横浜支店長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。</p>	<p>9,908株</p>

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>やま お あきら 山 尾 聡 (1960年6月13日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社 2015年4月 当社業務部長 2019年6月 当社取締役業務部長 2020年4月 当社取締役大阪支店長 2021年6月 当社取締役上席執行役員大阪支店長(現在)</p>	<p>7,508株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 企画等の管理部門に加え、不動産事業部門での経験も長く、現在は取締役上席執行役員大阪支店長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。</p>		
<p>き むら むね のり 木 村 宗 徳 (1964年6月14日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2018年4月 当社横浜支店長 2020年4月 当社業務部(現 企画業務部)長 2021年6月 当社執行役員企画業務部長 2022年4月 当社常務執行役員国際輸送事業部長(現在)</p>	<p>4,444株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 海外勤務など国際輸送事業部門での経験が長く、現在は企画・国際輸送事業・海外業務担当の常務執行役員で国際輸送事業部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。</p>		
<p>さい どう ひで ちか 斉 藤 秀 親 (1964年7月5日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2018年4月 当社大阪支店長 2020年4月 当社国際輸送事業部長 2021年6月 当社執行役員国際輸送事業部長 2022年4月 当社常務執行役員(現在)</p>	<p>4,244株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 人事等の管理部門に加え、海外勤務など国際輸送事業部門での経験も長く、現在は総務・広報・人事担当の常務執行役員を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。</p>		

- (注) 1 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2 現に当社の取締役である候補者の当社における担当については、事業報告(27頁から28頁)に記載のとおりであります。
なお、若林辰雄、北沢利文、内藤忠頭、庄司哲也及び木村和子の5氏は、現在当社の社外取締役であります。
3 当社は、当社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同契約の期間満了時にはこれを更新することを予定しております。当該保険契約の内容の概要は事業報告29頁に記載

のとおりであります。各候補者が取締役として選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

4 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 若林辰雄、北沢利文、内藤忠顕、庄司哲也及び木村和子の5氏は、社外取締役候補者であり、各氏が取締役として選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (2) 当社の社外取締役に就任してからの年数(本株主総会終結の時まで)
若林辰雄氏 3年 北沢利文氏 3年 内藤忠顕氏 2年
庄司哲也氏 1年 木村和子氏 1年

【ご参考】取締役候補者の専門的知識と経験の組み合わせは以下のとおりです。

氏名	現在の当社における地位	専門的知識と経験						
		企業経営	財務・会計	営業	ESG・サステナビリティ	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	テクノロジー	成長への貢献※
藤倉正夫	取締役社長 社長執行役員	○	○	○	○	○		○
若林仁	常務取締役 常務執行役員	○		○				○
斉藤康	常務取締役 常務執行役員	○	○			○	○	○
木村伸児	常務取締役 常務執行役員	○		○				○
若林辰雄	社外取締役	○	○		○	○		○
北沢利文	社外取締役	○	○		○	○		○
内藤忠顕	社外取締役	○	○		○	○		○
庄司哲也	社外取締役	○			○	○	○	○
木村和子	社外取締役				○	○	○	○
中島立志	取締役 上席執行役員			○				○
山尾聡	取締役 上席執行役員			○				○
木村宗徳	(新任) 常務執行役員	○		○	○			○
斉藤秀親	(新任) 常務執行役員	○		○		○		○

※成長への貢献：MLC2030 ビジョンへの貢献「医療・ヘルスケアのサプライチェーン」「海外事業の拡大」「組織強化・人材育成」等
 (注) 本表は、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、中国で新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、一部地方で経済活動が抑制され、欧州の一部では厳しい状況が残るものの、同感染症による影響が緩和される中で、全体として景気は持ち直しました。また、わが国経済は、同感染症による厳しい状況が緩和される中で、個人消費や設備投資、生産を中心に持ち直しの動きがみられました。

こうした経済情勢にあつて、当社グループを取り巻く事業環境は、物流業界においては、貨物量の回復の動きが鈍化したほか、国内で競争の激化や人手不足等を背景とした、グローバルで輸送の需給逼迫によるコストの増加により、また不動産業界においては、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の実施により商業施設の一部で集客が低迷したほか、需給の緩みにより賃貸オフィスビルの空室率が上昇していることもあり、いずれも厳しい状況のうちに推移しました。

このような状況の下、当社グループは、IT等新手法を活用しつつ営業活動を推進し、物流部門では、医薬品等の配送センター業務の拡大、国際輸送貨物の取扱拡大に努め、不動産部門では、テナントの確保及び賃料水準の維持・向上に努めました。他方、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、業績の向上に努めました。

この結果、営業収益は、物流部門で、倉庫、陸上運送、港湾運送及び国際運送取扱の各事業において貨物取扱量が回復したほか、国際運送取扱事業において海上・航空運賃単価上昇の寄与もあり収入が増加し、不動産部門で、不動産賃貸事業における大阪の新規取得施設の寄与やマンション販売事業における販売物件の増加等に伴い収入が増加したため、全体として前期比435億1百万円(20.4%)増の2,572億3千万円となりました。他方営業原価は、物流部門で、貨物取扱量の回復等に伴い作業運送委託費が増加したほか、不動産部門で、大阪の新規取得施設に係る不動産取得税等の一時費用の計上やマンション販売に係る不動産販売原価等の増加もあり、全体として前期比367億2千2百万円(19.1%)増の2,285億9千8百万円となり、販売費及び一般管理費は、人件費、経費の増加等により、同3億6千8百万円(3.6%)増の104億8千7百万円となりました。

このため、営業利益は、物流及び不動産の両部門で増益となったので、全体として前期比 64 億 9 百万円(54.6%)増の 181 億 4 千 4 百万円となり、経常利益は、持分法による投資利益が減少したものの受取配当金の増加や為替差損益の改善もあり、同 71 億 3 千 7 百万円(44.6%)増の 231 億 5 千 1 百万円となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益で、前期に名古屋駅近辺の当社不動産事業用地の一部譲渡等による固定資産処分益及び受取補償金(合計約 366 億円)等を計上した関係で、前期比 212 億 6 千 7 百万円(54.3%)減の 178 億 9 千 2 百万円となりました。

当社グループの部門別の概況は、次のとおりであります。

① 物流部門

倉庫、陸上運送、港湾運送及び国際運送取扱の各事業において貨物取扱量が回復しており、倉庫、陸上運送の両事業は、医薬品の取扱増加、自動車部品の取扱回復等により、営業収益は倉庫事業で前期比 4.7%増の 585 億 6 千 2 百万円、陸上運送事業で同 7.9%増の 520 億 1 千 7 百万円となりました。また港湾運送事業は、コンテナ貨物の取扱回復等により、営業収益は前期比 7.6%増の 229 億 5 千万円となり、国際運送取扱事業は、輸出入貨物の取扱回復のほか海上・航空運賃単価上昇の寄与もあり、営業収益は同 58.2%増の 735 億 9 千 3 百万円となりました。

この結果、物流部門全体の営業収益は、前期比 359 億 8 千 4 百万円(20.1%)増の 2,152 億 4 千万円となりました。また営業費用は、貨物取扱量の回復等に伴い作業運送委託費が増加したため、前期比 295 億 1 千 2 百万円(17.2%)増の 2,015 億 3 千 6 百万円となりました。このため営業利益は、業務の効率化の取組み成果もあり、前期比 64 億 7 千 1 百万円(89.5%)増の 137 億 3 百万円となりました。

② 不動産部門

主力の不動産賃貸事業は、大阪の新規取得施設の寄与等に伴い、営業収益は前期比 4.5%増の 297 億 3 千 5 百万円となりました。その他の営業収益は、マンション販売事業における販売物件の増加等に伴い、前期比 80.7%増の 139 億 2 千 6 百万円となりました。

この結果、不動産部門全体の営業収益は、前期比 75 億 9 百万円(20.8%)増の 436 億 6 千 2 百万円となりました。また営業費用は、大阪の新規取得施設に係る不動産取得税等の一時費用の計上やマンション販売に係る不動産販売原価等の増加により、前期比 72 億 3 千万円(27.7%)増の 333 億 4 千 5 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 2 億 7 千 8 百万円(2.8%)増の 103 億 1 千 6 百万円となりました。

部 門 別 営 業 収 益

区 分	当 期	前 期	前期比増減 (△印減)	
			金 額	率
物 流 部 門	百万円 215,240	百万円 179,255	百万円 35,984	% 20.1
(倉 庫 事 業)	(58,562)	(55,954)	(2,607)	(4.7)
(陸 上 運 送 事 業)	(52,017)	(48,214)	(3,802)	(7.9)
(港 湾 運 送 事 業)	(22,950)	(21,332)	(1,618)	(7.6)
(国 際 運 送 取 扱 事 業)	(73,593)	(46,514)	(27,078)	(58.2)
(そ の 他)	(8,116)	(7,239)	(877)	(12.1)
不 動 産 部 門	43,662	36,153	7,509	20.8
(不 動 産 賃 貸 事 業)	(29,735)	(28,446)	(1,289)	(4.5)
(そ の 他)	(13,926)	(7,706)	(6,220)	(80.7)
部 門 間 取 引 消 去	△ 1,672	△ 1,679	7	-
合 計	257,230	213,729	43,501	20.4

(注) 部門間取引消去は、物流部門と不動産部門の営業収益に含まれる部門間取引分の消去である。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、倉庫及び賃貸用施設の建設並びに賃貸用施設及び土地の購入等総額 423 億 8 千 3 百万円の設備投資を行いました。

当期中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。

① 竣工した倉庫

茨 城 富 士 物 流 (株) 筑 波 物 流 セ ン タ ー [2022 年 3 月 竣 工]
倉 庫 (3 階 建、延 床 面 積 約 20,300 平 方 米)

② 購入した賃貸用施設及び土地

大 阪 グ ラ ン フ ロ ン ト 大 阪 (当 社 共 有 持 分 4.9%) [2021 年 4 月 購 入]
賃 貸 用 オ フ ィ ス ・ 店 舗 (2 階 建 及 び 38 階 建、延 床 面 積 約 481,600 平 方 米)
土 地 (約 43,200 平 方 米。う ち 約 9,900 平 方 米 は 借 地)

③ 大規模改修を完了した賃貸用施設

東 京 永 代 ダ イ ヤ ビ ル デ ィ ン グ [受 変 電 設 備 更 新 工 事 2022 年 3 月 完 了]
コ ン ピ ュ ー タ 専 用 賃 貸 ビ ル (14 階 建、延 床 面 積 約 29,900 平 方 米)

- ④ 建設中の倉庫
大阪 茨木5号配送センター [2022年10月竣工予定]
倉庫(4階建、延床面積約26,100平方メートル)
- ⑤ 建設中の賃貸用施設
東京 テナント賃貸ビル [2024年4月竣工予定]
コンピュータ専用賃貸ビル(9階建、延床面積約34,800平方メートル)
- 神戸 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業 [2024年春竣工予定]
(当社事業比率27.8%)
賃貸用商業施設(開発区域約101,900平方メートル)

(3) 資金調達の状況

当社グループの設備投資資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により賄いました。

なお、当社は、2021年12月9日に第13回無担保社債(額面総額50億円。2011年12月9日発行)を償還しました。

(4) 今後の見通しと課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染動向やウクライナ情勢等が懸念されるものの、持ち直しが続くことが期待されます。またわが国経済は、同感染症対策に万全を期し、社会経済活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。

こうした経済情勢にあつて、当社グループを取り巻く事業環境は、物流業界においては、荷動きの回復が期待されるものの、競争の激化、人手不足、国際輸送の需給逼迫等を背景としたコストの増加により極めて厳しい状況が続き、また不動産業界においては、同感染症の影響による商業施設の売上低迷に加え、賃貸オフィスビル需給の緩み等により、業況の停滞が懸念されます。

このような事業環境の下、当社グループは、2030年に目指す姿として「MLC2030 ビジョン」を掲げ、「お客様の価値向上に貢献する」を第一に、お客様のパートナーとして調達から流通・販売までのサプライチェーンを一貫で担うロジスティクス企業として、国内外のお客様から選ばれ続ける企業グループとなることを目指しています。

具体的には、

- ① 「医療・ヘルスケア」「食品・飲料」「機械・電機」のほか、新たに策定した経営計画[2022-2024]において、2030年に向けて市場拡大が見込まれることから追加した「新素材」を重点分野として、お客様起点のサポート体制を確立し、お客様のパートナーとしてサプライチェーン全体の課題に対応することにより、事業領域及びシェアの拡大を図ります。
- ② 海外においては、東南アジア(ASEAN)等において増加が見込まれる高品質なコールドチェーン需要を狙い、「医療・ヘルスケア」「食品・飲料」分野におけるお客様のサプライチェーンのサポート体制拡充とフォワーディング事業の強化を進めます。
- ③ 港運事業においては、世界トップレベルの評価を受ける荷役能率等を武器に競争力を更に高めていくことにより、また、不動産事業においては、複合施設等の開発と運営力強化により、安定した利益を確保します。
- ④ 全事業の業務プロセスを見直すとともに、IoT、AI、ロボット等の新技術を活用した効率的なオペレーションにより、サービス品質及び生産性の向上を実現します。
- ⑤ 当社・グループ会社一体となった組織運営によるコスト競争力強化と重点分野等の人材確保・育成による成長を目指します。

「MLC2030 ビジョン」実現の第1ステージである経営計画[2019-2021]では、新型コロナウイルスの世界的感染拡大という不測の事業環境にありながらも、倉庫事業を核とする安心・良質で社会的に有用なサービス提供の継続、重点分野における事業基盤の整備、新技術活用体制の構築、株主還元の強化等を進めました。

MLC2030 ビジョン実現に向けた第2ステージとなる経営計画[2022-2024]では、これらの取組みを更に前に推し進めるべく、次の5つの基本方針を定めました。

- ① 物流事業の収益力強化
- ② 海外事業の成長基盤拡大
- ③ 開発力強化による不動産事業の拡充
- ④ 先端技術の活用による高付加価値サービスの開発
- ⑤ グループ経営基盤の強化

グループ全体で施策を推進し、過去最高水準となる営業利益200億円、新たな財務目標としてROE(自己資本利益率)7%を、それぞれ達成いたします。強固な収益基盤と適正な財務基盤のもと、株主還元の一層の充実を図り、資本効率を高め、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

さらに、ESG(環境、社会、ガバナンス)経営と国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)対応に向けた取組みを推進するために6つの重要テーマ(①安全・安心、災害対応、②環境対応、③先端技術、イノベーション、④パートナーシップ、⑤人材育成・社員満足度向上、⑥コンプライアンス、人権・ジェンダー)を定め、各テーマにおける施策・評価指標・目標値を設定し、MLC2030ビジョンと同じく2030年度に達成することを目指しています。目標を確実に達成するため、経営計画[2022-2024]に各テーマにおける主な取組みを掲げるとともに、サステナビリティ委員会を中心に、進捗管理、施策・評価指標・目標値の定期的な検証と入れ替え、統合報告書やホームページ等を通じた社内外の皆さまとのコミュニケーションの拡充等、質の高い取組みを進めてまいります。

物流、不動産という社会基盤を担う当社グループの事業は、まさにSDGsの精神である「持続可能な」社会づくりに貢献するものであり、当社グループは、環境対応等、社会課題の解決に取り組む中で事業の成長機会を見出し、グループの持続的な成長を目指します。

2 財産及び損益の状況の推移

当社グループ及び当社の当期及び過去3期の損益及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分		第216期 (2018/4～2019/3)	第217期 (2019/4～2020/3)	第218期 (2020/4～2021/3)	当 期 (2021/4～2022/3)
当 社 グ ル ー プ	営 業 収 益	百万円 227,185	百万円 229,057	百万円 213,729	百万円 257,230
	営 業 利 益	12,660	12,195	11,735	18,144
	経 常 利 益	17,333	16,822	16,013	23,151
	親会社株主に帰属する当期純利益	11,564	11,851	39,160	17,892
	1株当たり当期純利益	円 銭 132 03	円 銭 137 31	円 銭 462 28	円 銭 219 47
	総 資 産	百万円 482,575	百万円 468,243	百万円 535,761	百万円 562,187
純 資 産	299,104	286,356	326,829	347,759	
当 社	営 業 収 益	百万円 157,432	百万円 160,031	百万円 151,553	百万円 184,137
	営 業 利 益	9,016	8,899	9,376	12,046
	経 常 利 益	14,619	13,616	13,964	17,952
	当 期 純 利 益	10,125	10,109	38,573	17,646
	1株当たり当期純利益	円 銭 115 55	円 銭 117 08	円 銭 455 16	円 銭 216 37
	総 資 産	百万円 433,462	百万円 416,534	百万円 483,917	百万円 505,990
	純 資 産	274,400	260,685	299,249	317,611

- (注) 1 第218期において、当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益並びに当社の当期純利益及び1株当たり当期純利益が増加したのは、名古屋駅近辺の当社不動産事業用地の一部譲渡等による固定資産処分益及び受取補償金等を特別利益として計上したこと等によるものである。
- 2 当期において、当社グループ及び当社の営業収益、営業利益及び経常利益が増加したのは、物流部門で貨物取扱量の回復や国際運送取扱事業における海上・航空運賃単価上昇の寄与等により、また当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益並びに当社の当期純利益及び1株当たり当期純利益が減少したのは、第218期に名古屋駅近辺の当社不動産事業用地の一部譲渡等による固定資産処分益及び受取補償金等を特別利益として計上したことによるものである。
- 3 当社グループ及び当社の1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出し、単位未満を四捨五入。

3 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
富士物流株式会社	2,979	95.0	倉庫業
菱倉運輸株式会社	360	100	陸上運送業
ダイヤビルテック株式会社	100	100	不動産管理業
神菱港運株式会社	36	86.0	港湾運送業
三菱倉庫(中国)投資有限公司	250百万円	100	中国における物流事業への投資及び傘下物流事業会社の管理
インドネシア三菱倉庫会社	631,665百万ルピア	99.9	倉庫業
米国三菱倉庫会社	10,000千米ドル	100	国際運送取扱業
欧州三菱倉庫会社	2,500千ユーロ	100	国際運送取扱業

連結決算の対象となる連結子会社は、上記の重要な子会社8社を含む48社(前期比2社減)、持分法適用会社は、3社であります。その多くは、物流事業に関連する作業・運送や不動産事業に関連するビル管理業務等を担当しております。

4 主要な事業内容

(1) 物流部門

- ① 倉庫事業
寄託を受けた物品の倉庫における保管及び出入庫荷役等を行う事業
- ② 陸上運送事業
貨物自動車による運送、利用運送等を行う事業
- ③ 港湾運送事業
港湾において沿岸荷役・船内荷役等を行う事業
- ④ 国際運送取扱事業
国際間の物品運送の取扱(国内における海運貨物取扱を含む。)を行う事業

(2) 不動産部門

不動産の売買・賃貸借・管理及び建設工事の請負・設計・監理等を行う事業

5 主要な事業所

(1) 当社

- 本店 東京都中央区
支店 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡

(2) 子会社

① 物流部門

富士物流株式会社(東京都港区)

菱倉運輸株式会社(東京都江東区)

神菱港運株式会社(神戸市中央区)

三菱倉庫(中国)投資有限公司(中国 上海市)

インドネシア三菱倉庫会社(インドネシア 西ジャワ州)

米国三菱倉庫会社(米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市)

欧州三菱倉庫会社(オランダ 南ホラント州 リダーケルク市)

② 不動産部門

ダイヤビルテック株式会社(東京都中央区)

6 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (前期末比)
物 流 部 門	4,362 名 (133名増)
不 動 産 部 門	290 (2名増)
当 社 本 店 管 理 部 門	80 (1名減)
合 計	4,732 (134名増)

(注) 1 当社グループ外への休職出向者 45 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 1,195 名及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 1,308 名がいる。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
1,014 名 (18名増)	39 歳 11 月	15 年 8 月

(注) 1 他社への休職出向者 103 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 183 名並びに当社グループ内及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 597 名がいる。

3 平均年齢及び平均勤続年数は、単位未満を切捨。

7 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	35,583 百万円
農 林 中 央 金 庫	10,970

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 220,000,000株
 (2) 発行済株式総数、資本金及び株主数

区 分	当 期 末	前 期 末	前期末比
発行済株式総数	87,960,739株	87,960,739株	0株
資 本 金	22,393,986,570円	22,393,986,570円	0円
株 主 数	7,203名	6,323名	880名増

(注) 発行済株式総数には、自己株式6,751,940株を含む。

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,462	21.5
明治安田生命保険相互会社	5,153	6.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,133	6.3
三菱地所株式会社	3,665	4.5
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505001	2,405	3.0
東京海上日動火災保険株式会社	2,041	2.5
A G C 株 式 会 社	1,657	2.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,505	1.9
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	1,505	1.9
野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	1,414	1.7

- (注) 1 上記のほかに当社保有の自己株式6,751千株がある。
 2 株式会社三菱UFJ銀行は、上表のほかに当社株式750千株を議決権を留保した退職給付信託として信託設定している。
 3 持株比率は、自己株式(6,751,940株)を除いて算出している。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象に、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時まで処分することを認めない譲渡制限付株式報酬を付与するため、次のとおり株式を交付しております。

	株式の種類及び株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 12,856株	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

役名	氏名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取締役社長	藤 倉 正 夫	
※ 社長執行役員		
常務取締役	若 林 仁	倉庫事業担当
常務執行役員		
常務取締役	斉 藤 康	経理・情報システム担当
常務執行役員		
常務取締役	木 村 伸 児	工務・港運事業・不動産事業担当
常務執行役員		
※ 常務取締役	奈良場 三 郎	総務・広報・人事・企画・内部監査担当
常務執行役員		
常務取締役	西 川 浩 司	国際輸送事業・海外業務担当
常務執行役員		
取締役	若 林 辰 雄	三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問
取締役	北 沢 利 文	東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長
取締役	内 藤 忠 顕	日本郵船株式会社取締役会長・会長執行役員
取締役	庄 司 哲 也	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社相談役
取締役	木 村 和 子	国立大学法人金沢大学大学院医薬保健学総合研究科特任教授
取 締 役	中 島 立 志	横浜支店長
取 締 役	山 尾 聡	大阪支店長
取 締 役		
上 席 執 行 役 員		
取 締 役		
上 席 執 行 役 員		

常任監査役(常勤)	渡 辺 徹	
監査役(常勤)	長谷川 幹 根	
監査役	山 田 洋之助	弁護士
監査役	佐 藤 孝 夫	公認会計士
監査役	三 浦 潤 也	菱倉運輸株式会社常勤監査役

(注) 1 ※印は、代表取締役を示す。

- 2 取締役のうち若林辰雄、北沢利文、内藤忠顕、庄司哲也、木村和子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 3 監査役のうち長谷川幹根、山田洋之助、佐藤孝夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 4 監査役佐藤孝夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。
- 5 取締役北沢利文氏は、2022年3月31日付をもって、東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長を退任し、同年4月1日付をもって、同社相談役に就任した。
- 6 取締役内藤忠顕氏は、2022年3月31日付をもって、日本郵船株式会社社会長執行役員を退任し、引き続き同社取締役会長を務めている。
- 7 当期中に退任した取締役は、次のとおりである。(2021年6月29日退任)

取 締 役 小 原 祥 司	取 締 役 三 浦 晃 雄
取 締 役 前 川 昌 範	
- 8 2022年4月1日付をもって、上記のうち次に掲げる取締役の役名及び担当に変更があった。
(※印は、代表取締役を示す。)

(旧役名)

(新役名及び担当)

- | | |
|------------------------|--------------|
| ※ 常務取締役・常務執行役員 奈良場 三 郎 | ※ 取 締 役(—) |
| 常務取締役・常務執行役員 西 川 浩 司 | 取 締 役(—) |

9 上記のほか、取締役を兼務しない執行役員は以下の7名である。(2022年4月1日現在)

役 名	氏 名	担 当 又 は 役 職
常 務 執 行 役 員	木 村 宗 徳	企画・国際輸送事業・海外業務担当、 国際輸送事業部長
常 務 執 行 役 員	斉 藤 秀 親	総務・広報・人事担当
上 席 執 行 役 員	三 浦 晃 雄	名古屋支店長
上 席 執 行 役 員	前 川 昌 範	総務部長兼広報室長
執 行 役 員	楠 山 学	情報システム部長
執 行 役 員	稲 毛 尚 之	経理部長
執 行 役 員	向 井 隆	不動産事業部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為、インサイダー取引、違法な利益供与等に起因する損害は填補対象外とし、一定額に至らない損害を填補の対象としない免責金額を定める等、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当該方針について指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得て、これに基づき取締役会において次のとおり決議しております。

- (i) 基本報酬の個人別の報酬等の額、並びに業績連動報酬及び非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役の報酬等については、各職責や世間水準を踏まえた額とし、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成する。

基本報酬は月例の固定報酬として、株主総会で定められた報酬枠の範囲内で各役員に応じて支給する。

業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象とする賞与とし、基本報酬と共通の報酬枠の範囲内で前年度の業績指標に応じて定めた金額を、毎年、一定の時期に支給する。業績指標は、経常的な経営活動全般の利益を表し、定量的な指標として適当と考えられる営業利益、経常利益及び資本の効率性を示す指標として適当と考えられる ROE (自己資本利益率) とし、前年度業績指標水準に応じて金額を定めた算定表に基づく額を基本として決定する。また、個人別に設定された課題への取組みに対する評価によって一定程度の加算・減算を行うことができる。

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、当該目的を踏まえ相当と考えられる金額を、基本報酬と共通の報酬枠の範囲内で、社外取締役を除く取締役を対象に、

当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時まで処分することを認めない譲渡制限付株式報酬付与のための報酬として毎年、一定の時期に支給する。

- (ii) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別に支給される各報酬の割合が、役位毎に期待される職責に応じた適切なインセンティブとなるよう考慮して、各報酬等の個人別支給額を決定する。

なお、中長期的な業績と連動させる観点から、月例報酬及び賞与から各役位に応じて設定された額以上を抛出し、役員持株会を通して自社株式購入に充てることとし、購入した株式は在任期間中及び退任後1年間はその全てを保有することとする。

- (iii) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記方針に基づき、株主総会に付議する報酬枠設定及び株式報酬支給に係る各議案の原案並びに各報酬の個人別の配分等については、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を一層高めることを目的として設置した取締役会の諮問機関であり、独立した社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」で審議を行い、同委員会の答申に基づき、これらを社外取締役、社外監査役も出席する取締役会で審議し、決議する。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記方針に基づき審議を行った指名・報酬委員会の答申を得て、これに基づき取締役会が決定したものであることから、その内容が上記方針に沿うものであると判断しております。

- ② 監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、株主総会で定められた報酬枠の範囲内で監査役の協議により決定しております。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は年額6億円(うち社外取締役に対して年額1億円。2019年6月27日開催の第216回定時株主総会決議。使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬限度額は年額1億2000万円(2019年6月27日開催の第216回定時株主総会決議)であり、2019年6月27日開催の第216回定時株主総会終結時点での取締役及び監査役の員数は、取締役は15名(うち社外取締役4名)、監査役は5名であります。

また、上記の取締役報酬枠の範囲内で、社外取締役を除く取締役を対象として、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給することとしており(年額 1 億 50 百万円、当社普通株式 10 万株を上限とする。2020 年 6 月 26 日開催の第 217 回定時株主総会決議)、2020 年 6 月 26 日開催の第 217 回定時株主総会終結時点での社外取締役を除く取締役の員数は 11 名であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬)	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭報酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	434 (46)	349 (46)	38 (-)	45 (-)	16 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	78 (42)	78 (42)	- (-)	- (-)	5 (3)

- (注) 1 賞与は、基本報酬と共通の報酬枠の範囲内で支給する業績連動報酬であり、経常的な経営活動全般の利益を表し、定量的な指標として適当と考えられる営業利益、経常利益及び資本の効率性を示す指標として適当と考えられるROE(自己資本利益率)を業績指標とし、その金額は、前年度業績指標水準に応じて金額を定めた算定表に基づく額を基本として決定することとしており、個人別に設定された課題への取組みに対する評価によって一定程度の加算・減算を行うことができる。第 219 期の連結営業利益は 18,144 百万円、連結経常利益は 23,151 百万円、連結ROEは 5.4%である。上記の賞与の額は、賞与として当事業年度に費用計上した額である。
- 2 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額である。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、1 株式に関する事項 (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりである。
- 3 上記支給額のほか、使用人兼務取締役(当期 4 名)の使用人分給与相当額 57 百万円を支給した。

(4) 社外取締役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職
若 林 辰 雄	三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱マテリアル株式会社	特別顧問 社外取締役
北 沢 利 文	東京海上日動火災保険株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 積水ハウス株式会社	取締役副会長 社外取締役監査等委員 社外取締役

内藤 忠 顕	日 本 郵 船 株 式 会 社	取締役会長・ 会長執行役員
庄 司 哲 也	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 サッポロホールディングス株式会社 日 立 造 船 株 式 会 社 日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社	相談役 社外取締役 社外取締役 社外取締役
木 村 和 子	国立大学法人金沢大学大学院医薬保健学総合研究科 タカラバイオ株式会社 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会	特任教授 社外取締役 代表理事

- (注) 1 当社は、三菱マテリアル株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
 2 当社は、東京海上日動火災保険株式会社との間に保険契約等の取引がある。
 3 当社は、株式会社三菱UFJ銀行との間に金銭借入及び物流業務受託等の取引がある。
 4 当社は、積水ハウス株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
 5 当社は、日本郵船株式会社との間に物流業務受委託等の取引がある。
 6 当社は、日本たばこ産業株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
 7 当社は、国立大学法人金沢大学に寄付講座設立のための寄付を行っている。
 8 当社は、タカラバイオ株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
 9 当社は、一般社団法人医薬品セキュリティ研究会との間に講演会費用の支払がある。

② 主な活動状況

若林辰雄氏は、当期に開催した取締役会 12 回全てに出席し、長年にわたり三菱UFJ 信託銀行株式会社の経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、また、金融・ファイナンス等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

また、指名・報酬委員会の委員長として、当期に開催した同委員会 2 回全てに出席し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上に貢献しました。

北沢利文氏は、当期に開催した取締役会 12 回全てに出席し、長年にわたり東京海上日動火災保険株式会社の経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、また、リスクマネジメントやファイナンス等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

また、指名・報酬委員会の委員として、当期に開催した同委員会 2 回全てに出席し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上に貢献しました。

内藤忠頭氏は、当期に開催した取締役会 12 回全てに出席し、長年にわたり日本郵船株式会社の経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、また、物流事業等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

庄司哲也氏は、取締役会 9 回中 9 回に出席し、長年にわたりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、また、デジタル新技術を活用した業務革新等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

また、指名・報酬委員会の委員として、同氏就任後に開催した同委員会 1 回中 1 回に出席し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上に貢献しました。

木村和子氏は、取締役会 9 回中 9 回に出席し、薬学博士として、厚生省勤務を経て、世界保健機関等の外部機関の要職及び国立大学法人金沢大学教授を歴任した経験を通じて得た知見を活かして、また、医療・ヘルスケア等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

(注) 庄司哲也及び木村和子の両氏については、2021 年 6 月 29 日開催の第 218 回定時株主総会において取締役に選任されたため、同日以降に開催された 9 回について記載している。

(5) 社外監査役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏 名	会 社 名	役 職
山 田 洋之助	三 洋 貿 易 株 式 会 社	社外取締役
佐 藤 孝 夫	アイエックス・ナレッジ株式会社	社外取締役

- (注) 1 山田洋之助氏は、2021年12月22日付をもって、三洋貿易株式会社取締役を退任した。
2 当社は、三洋貿易株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に監査役会を16回開催し、長谷川幹根氏は16回、山田洋之助氏は16回、佐藤孝夫氏は16回出席しております。また、当期に取締役会を12回開催し、長谷川幹根氏は12回、山田洋之助氏は12回、佐藤孝夫氏は12回出席しております。各社外監査役は、商社勤務、弁護士、公認会計士のそれぞれの経験等に基づく客観的、専門的見地から有益な意見を述べました。

3 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

68百万円

(注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認のうえ、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っている。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないので、報酬額にはこれらの合計額を記載している。

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

83百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社及び欧州三菱倉庫会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けている。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

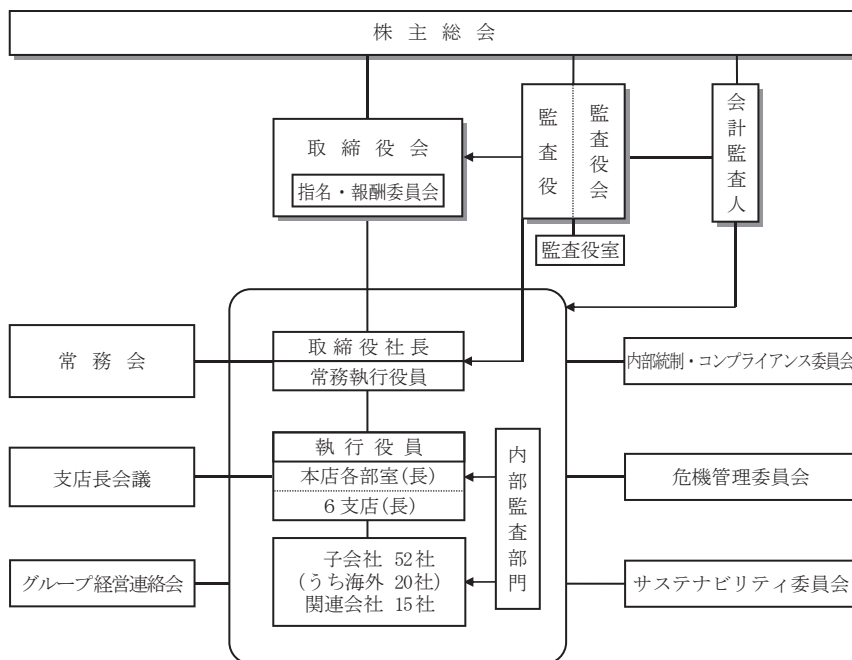
Ⅲ 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、役職員が職務執行に当たって遵守すべき準則、憲章として「行動基準」を次のとおり制定し、関係法規の遵守を徹底、加えて環境保全、社会貢献等にも積極的に取り組む姿勢を明確にしております。

- ① わが社は、法令及びルールを遵守し、社会規範にもとることのないよう誠実かつ公正に企業活動を遂行する。
- ② わが社は、適時適切に企業情報を開示し、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ③ わが社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力とは、引続き一切の関係を持たない。
- ④ わが社は、環境問題の重要性を認識し、環境保全の活動に協力する。
- ⑤ わが社は、安全、良質で社会的に有用なサービスを提供するとともに、地域社会、国際社会との調和を念頭に「良き企業市民」として社会貢献活動に努める。

<会社の機関等の関連図(2022年3月31日現在)>



当社は、この行動基準の下、役職員の適正な職務執行と会社業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり制定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

重要な意思決定は、付議基準を明確化した取締役会規則に則って原則月 1 回開催される取締役会において審議し決議する。職務執行については、取締役の担当を定め、各取締役が法令・定款に従って責任を持って担当に係る職務を執行する。

監査役は、重要な稟議書を閲覧するとともに、取締役会、常務会及び支店長会議等に出席して重要な意思決定及び職務執行の状況を把握し、意見を述べる。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するとともに、内部監査部門が年間監査計画に基づき法令遵守や職務執行状況の監査に当たり、その結果を担当の役付取締役に報告し、監査結果の改善状況を検証する。

また、法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止又は早期に発見して是正するため内部通報窓口（ヘルプライン）を設置する。

更に、内部統制・コンプライアンス委員会を設置して、内部統制機能の整備状況、コンプライアンス態勢を検証し充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に則って適切に保存、管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアル等の徹底を図るとともに危機管理委員会を設置して、事業リスク、財務・法務に係るリスク等の未然防止並びに自然災害の予防強化に努める。また、リスクが発生した場合には「対策本部」を設置して全社をあげた支援と対策を集中的に実施することにより、損失の極小化と平常業務への早期復帰に努める。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営・監督機能及び業務執行機能の強化並びに経営の効率化・意思決定の迅速化等コーポレートガバナンスの一層の強化を目的として執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員は、経営の効率性と健全性を堅持しつつ、経営計画に則して各担当に係る職務を執行する。

また、重要な職務執行については、全役付取締役及び常務執行役員以上の役付執行役員で構成し毎週 1 回程度開催する常務会（常勤監査役がオブザーバーとして出席）において十分な資料に基づき協議するとともに、取締役会において決議又は執行状況の報告を行う。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社から子会社に役員を派遣し、子会社の業態に応じた行動基準を整備するとともに、子会社の取締役の職務の執行が経営計画に則して効率的に行われるよう管理する。
 - ・関係会社管掌規則に則って、子会社の重要な職務執行については事前に当社と協議するほか、子会社の業務執行状況、財務状況等について、担当の役付取締役が子会社から定期的に、または必要に応じて報告を受ける。
 - ・当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を年 2 回程度開催し、当社グループ全体の業務の適正を確保する。
 - ・サステナビリティ委員会を設置して、当社グループの ESG 経営/SDGs 対応に向けた取組みに関する施策・目標値の検討と進捗管理、その他取組みの推進に関する事項を審議する。
 - ・内部監査部門が子会社の法令遵守や業務執行状況を監査し、その結果を担当の役付取締役に報告するとともに、監査役、内部監査部門と子会社の監査役が連携して、必要に応じて当社グループ全体の業務の適正化につき意見を述べる。
 - ・子会社における法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止又は早期に発見して是正するため、当社と共通の内部通報窓口(ヘルプライン)を設置する。
 - ・子会社の損失の危険に対しては、危機管理基本マニュアル等により管理するとともに、子会社はその業態に応じた危機管理体制を整備する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、適切に体制を整備し、運用する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任者を配置する。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室の専任者は職制上監査役直属とし、その人事に係る事項等については、監査役会と事前協議する。
- (9) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)はその職務執行状況及び財務状況等について定期的に監査役に報告するとともに、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告する。
また、取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)は経営に重要な影響を及ぼす事項について、都度監査役に報告する。

- (10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報を含め監査役へ報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (11) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に則って適正に処理する。
- (12) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人から定期的に監査 of 状況 of 報告を受けるとともに、内部監査部門による内部監査を活用して実効的な監査を行う。
取締役及び使用人は、監査に際し、監査役に協力して必要な情報を適時に提供する。

2 上記1 of 体制 of 運用状況 of 概要

当社は、上記 of 「内部統制システム of 整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社 of 内部統制システムを構築し運用しております。

当期 of 内部統制システム of 運用状況 of 概要は次 of とおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行に関する状況
- ・取締役会を 12 回開催し、重要な意思決定について審議し決議するとともに、重要な職務 of 執行状況について担当 of 取締役から報告を行っている。
 - ・全役付取締役及び常務執行役員以上 of 役付執行役員で構成し取締役社長が主宰する常務会（常勤監査役がオブザーバーとして出席）を毎週 1 回程度開催し、経営に関する重要事項 of 協議を行っている。
 - ・各役付取締役及び常務執行役員以上 of 役付執行役員は、常務会 of 協議を踏まえ、業務分掌に沿い責任を持って中期経営計画[2019-2021]に基づく施策をはじめ担当業務 of 執行を行っている。
 - ・支店長のほか、執行役員、監査役及び本店部室長で構成する支店長会議を毎月 1 回程度、計 11 回開催し、職務執行状況 of 報告・確認等を行っている。
 - ・内部統制委員会（現 内部統制・コンプライアンス委員会）及び危機管理委員会を各 1 回、サステナビリティ委員会を 2 回それぞれ開催し、各委員会独自の観点から全社業務 of 執行状況を検証している。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、危機管理基本マニュアルに基づき危機管理委員会と協議 of うえ、社長を本部長とする対策本部を設置している。
 - ・当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するため、社内研修を行うとともに、役職員に対するアンケート調査等により遵守状況を確認している。

- ・作成した取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に定める保存年限に従って各担当部署が管理している。
- (2) 当社及び子会社から成る企業集団に関する状況
- ・当社グループに発生する損失の危険を管理するため、危機管理基本マニュアルを作成し、周知徹底している。
 - ・子会社に当社役員を役員として派遣し、子会社の業務を執行又は監査・監督することにより子会社を管理している。
 - ・各子会社を管轄する部署を定め、当該部署は子会社の重要な職務執行について子会社と協議を行い、子会社から定期的に財務状況等について報告を受け、担当の役付取締役及び監査役に報告している。また、当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を2回開催し、中期経営計画[2019-2021]に基づく施策の進捗状況をはじめ業績、課題等について報告、確認を行っている。
 - ・財務報告に係る内部統制については、その運用及び評価に関する当社グループの体制、手順及び方法等の基本的な方針を定める「内部統制評価方針書」に基づき有効性の評価を行っている。
- (3) 監査役、内部監査及び内部通報に関する状況
- ・監査役は、代表取締役と定期的な会合等により情報交換するほか、取締役会、常務会、支店長会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要文書等を閲覧するとともに、年間監査計画に基づき当社の監査及び子会社等の調査や取締役等へのヒアリングを行っている。また、監査役会を16回開催し、会社の状況及び監査結果等の情報を共有している。
 - ・監査役、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役は、それぞれの年間監査計画の策定及び実施等において、定期的な打合せや随時情報交換を行い、実効的かつ効率的に職務を遂行している。
 - ・監査役の職務遂行を補助するため、本店に監査役室(専任1名)を設置している。当該専任者は監査役の指示に従い業務を遂行し、その人事に係る事項等については監査役会と事前協議している。
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役からの請求に応じ法令に則って適正に処理している。
 - ・内部監査部門として本店に監査部(専任8名)を設置するほか監査補助者(2名)を配置、各支店に監査人(各1名)及び監査補助者(各2名)を配置し、年間監査計画に基づき当社及びグループ各社の監査を行っている。監査結果は担当の役付取締役及び監査役に報告し、四半期毎に改善状況を検証している。

- ・当社グループ共通の内部通報窓口を監査役室を含め複数設置し、通報者に不利益取扱いを行わないことを社内規則で定めている。

3 会社の支配に関する基本方針

当社グループの主たる事業は、倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業であります。

物流事業については、倉庫事業を中核として陸上運送・国際運送取扱・港湾運送の各事業を情報通信技術の活用により有機的かつ総合的に運営することを目指し、不動産事業については、所有地の立地に適した活用により、主としてオフィスビル・商業施設の賃貸事業の展開を図っており、これら事業のフェアな遂行を通じて、適正な利潤の確保と安定した成長を図り、株主及び社員に報いるとともに、豊かな社会の実現に貢献していきたいと念願しております。

両事業とも、好立地の土地、建物、設備等を要する性格上、多額の投資を必要としますので、事業の拡大・発展を目指して、資金をはじめとする経営資源の投入は、長期的視野に立ち、継続的、計画的に展開しております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付けの意義を一概に否定するものではありませんが、上記に反するような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なう買付けは適切でないと考えております。

現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者の存在は認識しておりませんが、当社株式の異動状況を常に注視し、このような考え方に反して当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、それが当社の企業価値、株主共同の利益向上に資するものでないときは、適切な対抗措置を検討し、速やかに実施する体制を整えることとしております。

以上のご報告は、特に注記のない限り、次により記載しております。

- 1 金額及び株数は、単位未満を切捨。
- 2 比率は、小数点以下第2位を四捨五入。
- 3 株数又は比率が零であるときは、「－」として表示。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	〔 109,885〕	流動負債	〔 91,245〕
現金及び預金	50,959	支払手形及び営業未払金	19,704
受取手形	622	短期借入金	48,296
営業未収金	38,652	未払法人税等	4,015
有価証券	2,000	その他	19,228
販売用不動産	9,869	固定負債	〔 123,181〕
その他	7,820	社債	41,000
貸倒引当金	△ 39	長期借入金	13,600
固定資産	〔 452,301〕	長期預り金	22,402
有形固定資産	(283,788)	繰延税金負債	37,269
建物及び構築物	139,110	役員退職慰労引当金	78
機械装置及び運搬具	4,611	退職給付に係る負債	7,860
土地	129,527	その他	971
建設仮勘定	3,156	負債合計	214,427
その他	7,383	(純資産の部)	
無形固定資産	(12,935)	株主資本	〔 271,775〕
借地権	7,727	資本金	22,393
のれん	82	資本剰余金	19,600
その他	5,125	利益剰余金	250,528
投資その他の資産	(155,577)	自己株式	△ 20,747
投資有価証券	145,185	その他の包括利益累計額	〔 72,309〕
長期貸付金	325	その他有価証券評価差額金	69,997
繰延税金資産	2,710	為替換算調整勘定	1,788
その他	7,396	退職給付に係る調整累計額	523
貸倒引当金	△ 18	非支配株主持分	〔 3,674〕
投資損失引当金	△ 22	純資産合計	347,759
資産合計	562,187	負債純資産合計	562,187

(単位未満切捨)

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益	百万円	百万円
倉庫	27,923	
倉庫	19,315	
陸上	52,016	
港灣	17,534	
国際	73,475	
運送	32,639	
の	34,324	257,230
管 理 費		
役 務		
送 付		
取 扱		
賃 貸		
の		
原 価		
運 送	114,718	
設 備	39,221	
の	10,384	
賃 借	15,017	
費 用	49,255	228,598
営 業 総 利 益		28,632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,487
営 業 利 益		18,144
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,979	
持 分 法 に 替 換 する 投資 差	721	
の	569	
費 用	340	5,611
外 払 利 息 他	577	
の	27	604
営 業 外 常 利 益		23,151
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	104	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,523	
投 資 損 失 引 約 補 償 金	29	
特 別 損 失	38	3,695
固 定 資 産 処 分 損 失	660	
減 価 償 却 損 失	36	
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	34	
臨 時 休 業 に よ る 損 失	191	922
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		25,924
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,773	
法 人 税 等 調 整 額	791	7,565
当 期 純 利 益		18,359
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		467
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		17,892

(単位未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,393	19,595	238,349	△ 15,792	264,546
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 65		△ 65
会計方針の変更を反映 した当期首残高	22,393	19,595	238,283	△ 15,792	264,480
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 5,648		△ 5,648
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,892		17,892
自己株式の取得				△ 5,005	△ 5,005
自己株式の処分		5		50	55
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	5	12,244	△ 4,955	7,294
当 期 末 残 高	22,393	19,600	250,528	△ 20,747	271,775

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	58,630	△ 149	569	59,049	3,234	326,829
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 65
会計方針の変更を反映 した当期首残高	58,630	△ 149	569	59,049	3,234	326,764
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 5,648
親会社株主に帰属する 当期純利益						17,892
自己株式の取得						△ 5,005
自己株式の処分						55
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11,367	1,938	△ 45	13,260	440	13,701
当期変動額合計	11,367	1,938	△ 45	13,260	440	20,995
当 期 末 残 高	69,997	1,788	523	72,309	3,674	347,759

(単位未満切捨)

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 48 社

主要な会社名

富士物流(株)、菱倉運輸(株)、ダイヤビルテック(株)、神菱港運(株)、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社、米国三菱倉庫会社、欧州三菱倉庫会社

連結子会社であった中貿開発(株)は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅し、富士物流(大連保税區)有限公司は、富士物流(上海)有限公司を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当期より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

非連結子会社は、それぞれ小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 3 社

主要な会社名

エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス(株)、(株)草津倉庫

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名(非連結子会社)

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

主要な会社名(関連会社)

中谷運輸(株)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、米国三菱倉庫会社等の海外子会社 17 社を除き連結決算日と同じであります。

米国三菱倉庫会社等の海外子会社 17 社の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては 12 月 31 日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産(販売用不動産)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに 2016 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については 20 年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10 年)に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

市場価格のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、会社所定の基準による当期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から償却しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 物流事業

(i) 倉庫事業

主な履行義務は寄託を受けた貨物の倉庫における保管及び入出庫荷役を行うことであり、保管では寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、入出庫荷役では荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ii) 陸上運送事業

主な履行義務は貨物自動車等による運送、利用運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(iii) 港湾運送事業

主な履行義務は港湾において沿岸荷役・船内荷役等を行うことであり、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(iv) 国際運送取扱事業

主な履行義務は海運貨物取扱を含む国際間の物品運送の取扱を行うことであり、海運貨物取扱では通関申告等を含めた輸出入関連手続の完了時点、また国際間の貨物輸送では船舶又は航空機への貨物の積載以降輸送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 不動産事業

(i) 不動産賃貸事業

主に不動産賃貸業務、不動産管理業務があり、不動産賃貸業務についてはリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。不動産管理業務の主な履行義務は賃貸施設のメンテナンスや清掃、事務等のサービスを提供すること等であり、一連の業務の役務提供を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ii) その他

主な履行義務は販売用不動産の引き渡し等であり、主に顧客に販売用不動産を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは 5～10 年間で均等償却しておりますが、金額が僅少の場合は発生年度に全額償却することとしております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、国際運送取扱事業の一部の収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更したほか、同事業の海上輸送業務について、履行義務の識別及びその充足時点を判断した結果、到着時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当期の連結貸借対照表は、営業未収金は 3,987 百万円、支払手形及び営業未払金は 3,791 百万円減少しております。当期の連結損益計算書は、営業収益は 6,289 百万円、営業原価は 6,187 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 101 百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は 65 百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

1 当期の連結計算書類に計上した金額

土地・建物等の時価下落により減損の兆候があると判断し、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額をもって減損損失の認識の要否の検討を行った重要な資産グループ1拠点(帳簿価額合計4,456百万円。以下「検討を行った資産グループ」という。)について、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

2 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、プロフィットセンター(課所又は施設等の収支集計単位)等を基準として資産のグルーピングを行っております。

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

検討を行った資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは、過年度の実績を根拠として立案した事業計画を基礎としておりますが、安定した営業収益の計上、将来の修繕計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記事項

1	有形固定資産減価償却累計額	328,648 百万円
2	固定資産の圧縮記帳累計額	3,218 百万円
3	担保資産	
	担保に供している資産	
	土地	744 百万円
	上記に対応する債務	
	短期借入金	150 百万円
	流動負債「その他」	96 百万円
	長期借入金	283 百万円
	長期預り金	1,000 百万円
4	保証債務	
	他社の借入金に対する債務保証	628 百万円

連結損益計算書に関する注記事項

減損損失

当期において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額(百万円)
大阪府大阪市	倉庫施設	建物、工具器具等	36

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 36 百万円(建物 12 万円、工具器具 14 百万円、その他 9 百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

期末日における発行済株式の総数

普通株式

87,960,739 株

2 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,480 百万円	30 円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	3,167 百万円	39 円	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末後となるもの

2022年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株主の配当に関する事項

(i) 配当金の総額

3,329 百万円

(ii) 配当の原資

利益剰余金

(iii) 1株当たり配当額

41 円

(iv) 基準日

2022年3月31日

(v) 効力発生日

2022年6月30日

金融商品に関する注記事項

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い預金や公社債等により運用しております。

受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に沿って取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うなど、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、短期は主に運転資金、長期は主に設備投資資金であり、一部の変動金利の長期借入金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することがあります。なお、デリバティブは、実需に伴う取引に限定して実施することとしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券 (※2)	百万円 120,290	百万円 120,290	百万円 -
資産計	120,290	120,290	-
(1) 社 債	41,000	40,294	△705
(2) 長期借入金 (※3)	26,024	26,068	43
(3) 長期預り金	22,402	22,336	△65
負債計	89,426	88,699	△727

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「営業未収金」、「有価証券」、「支払手形及び営業未払金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当期(百万円)
非上場株式・その他	24,894

(※3) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当期（2022年3月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	120,290	-	-	120,290
資産計	120,290	-	-	120,290

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当期（2022年3月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	40,294	-	40,294
長期借入金	-	26,068	-	26,068
長期預り金	-	-	22,336	22,336
負債計	-	66,363	22,336	88,699

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しておりますが、活発な市場で取引されているわけではないためレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを考慮した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価は、将来のキャッシュ・フローを当該債務の見積り残存期間及び信用リスクを考慮した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
135,665	399,730

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	物流事業	不動産事業	計
営業収益			
倉庫保管料	27,923	-	27,923
倉庫荷役料	19,315	-	19,315
陸上運送料	52,016	-	52,016
港湾荷役料	17,534	-	17,534
国際運送取扱料	73,475	-	73,475
不動産賃貸料	185	8,376	8,562
その他	20,914	13,409	34,324
顧客との契約から生じる収益	211,366	21,786	233,152
その他の収益	3,184	20,892	24,077
外部顧客に対する営業収益	214,550	42,679	257,230

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当期
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	36,959
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	39,275
契約負債(期首残高)	350
契約負債(期末残高)	449

(注 1) 契約負債は、主に不動産事業におけるマンション販売による顧客からの前受金であります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(注 2) 契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記事項

1	1株当たり純資産額	4,238円85銭
2	1株当たり当期純利益	219円47銭

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1 自己株式の取得及び消却を行う理由

2022年3月25日に公表した中期経営計画[2022-2024]の株主還元方針を踏まえ、機動的に株主還元の充実、資本効率の向上を図るもの。

2 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 4,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：4.9%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2022年5月2日～2023年3月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

3 自己株式の消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 6,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合：6.8%) |
| (3) 消却予定日 | 2022年5月20日 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	[68,257]	流動負債	[78,264]
現金及び預	25,271	営業未払金	14,208
受取手形	279	短期借入金	48,148
営業未収金	26,891	未払金	5,527
有価証券	2,000	未払法人税等	2,960
販売用不動産	9,869	前受り	4,196
前払費用	746	預り金	1,707
短期貸付金	296	その他	1,514
立替の他金	2,605	固定負債	[110,115]
貸倒引当金	△ 307	社債	41,000
固定資産	[437,733]	長期借入金	11,503
有形固定資産	(253,062)	長期預り金	20,811
建物	122,318	繰延税金負債	35,144
構築物	2,829	退職給付引当金	1,655
機械及び装置	3,309	負債合計	188,379
車両運搬具	103	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	1,532	株主資本	[248,425]
土地	116,845	資本金	22,393
リース資産	3,027	資本剰余金	19,388
建設仮勘定	3,095	資本準備金	19,383
無形固定資産	(10,966)	その他資本剰余金	5
借地権	7,670	利益剰余金	227,354
ソフトウェア	3,058	利益準備金	3,121
その他の他	237	その他利益剰余金	224,233
投資その他の資産	(173,704)	自家保険積立金	8,328
投資有価証券	121,766	圧縮記帳積立金	38,229
関係会社株式・出資	43,736	特別償却積立金	92
長期貸付金	4,729	別途積立金	138,240
差入保証金	3,753	繰越利益剰余金	39,342
その他の他	424	自己株式	△ 20,711
貸倒引当金	△ 18	評価・換算差額等	69,185
投資損失引当金	△ 688	その他有価証券評価差額金	[69,185]
資産合計	505,990	純資産合計	317,611
		負債純資産合計	505,990

(単位未満切捨)

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益 倉 庫 保 管 料 倉 庫 庫 荷 役 料 陸 上 運 送 送 取 扱 港 湾 運 送 荷 送 賃 貸 費 国 際 運 送 の 賃 貸 費 不 動 産 の 賃 貸 費 営 業 運 送 委 託 費 作 業 設 備 賃 借 費 減 価 償 却 費 そ の 他	百万円 19,720 10,580 27,909 15,900 52,384 30,704 26,939 91,289 14,260 7,056 12,067 41,663	百万円 184,137 166,338
営 業 総 利 益		17,799
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,753
営 業 利 益		12,046
営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金 営 業 外 費 用 支 払 の 他	6,012 401 458 48	6,413 506
経 常 利 益		17,952
特 別 利 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益 特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 関 係 有 価 証 券 売 却 損 臨 時 休 業 社 員 賃 金 損 失	3,523 1,236 38 1,704 604 34 80 123	6,503 843
税 引 前 当 期 純 利 益		23,612
法 人 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益	4,983 982	5,965 17,646

(単位未満切捨)

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金		
				自家保険 積立金	圧縮記帳 積立金	買換資産 積立金	
当 期 首 残 高	22,393	19,383	0	3,121	8,128	27,329	11,257
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,393	19,383	0	3,121	8,128	27,329	11,257
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自家保険積立金の積立					200		
圧縮記帳積立金の取崩						△ 356	
圧縮記帳積立金の積立						11,257	
買換資産積立金の取崩							△ 11,257
特別償却積立金の取崩							
特別償却積立金の積立							
自己株式の取得							
自己株式の処分			5				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	5	-	200	10,900	△ 11,257
当 期 末 残 高	22,393	19,383	5	3,121	8,328	38,229	-

	株 主 資 本						評価・換算差額等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
	その 他 利 益 剰 余 金							
	特別償却 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	113	138,240	27,232	△ 15,756	241,442	57,806	299,249	
会計方針の変更による累積的影響額			△ 65		△ 65		△ 65	
会計方針の変更を反映した当期首残高	113	138,240	27,166	△ 15,756	241,376	57,806	299,183	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△ 5,648		△ 5,648		△ 5,648	
当 期 純 利 益			17,646		17,646		17,646	
自家保険積立金の積立			△ 200		-		-	
圧縮記帳積立金の取崩			356		-		-	
圧縮記帳積立金の積立			△ 11,257		-		-	
買換資産積立金の取崩			11,257		-		-	
特別償却積立金の取崩	△ 58		58		-		-	
特別償却積立金の積立	37		△ 37		-		-	
自己株式の取得				△ 5,005	△ 5,005		△ 5,005	
自己株式の処分				50	55		55	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						11,378	11,378	
当期変動額合計	△ 21	-	12,176	△ 4,955	7,048	11,378	18,427	
当 期 末 残 高	92	138,240	39,342	△ 20,711	248,425	69,185	317,611	

(単位未満切捨)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によって
おります。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
- 2 デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産の評価は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに 2016
年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については20年
を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10年)に基づく定額法に
より償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 5 引当金の計上基準
貸 倒 引 当 金 売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を
検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

市場価格のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から償却しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6 収益及び費用の計上基準

(1) 物流事業

(i) 倉庫事業

主な履行義務は寄託を受けた貨物の倉庫における保管及び入出庫荷役を行うことであり、保管では寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、入出庫荷役では荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ii) 陸上運送事業

主な履行義務は貨物自動車等による利用運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(iii) 港湾運送事業

主な履行義務は港湾において沿岸荷役・船内荷役等を行うことであり、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(iv) 国際運送取扱事業

主な履行義務は海運貨物取扱を含む国際間の物品運送の取扱を行うことであり、海運貨物取扱では通関申告等を含めた輸出入関連手続の完了時点、また国際間の貨物輸送では船舶又は航空機への貨物の積載以降輸送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(2) 不動産事業

(i) 不動産賃貸事業

主に不動産賃貸業務、不動産管理業務があり、不動産賃貸業務についてはリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。不動産管理業務の主な履行義務は賃貸施設のメンテナンスや清掃、事務等のサービスを提供すること等であり、一連の業務の役務提供を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ii) その他

主な履行義務は販売用不動産の引き渡し等であり、主に顧客に販売用不動産を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、国際運送取扱事業の一部の収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更したほか、同事業の海上輸送業務について、履行義務の識別及びその充足時点を判断した結果、到着時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当期の貸借対照表は、営業未収金は 3,911 百万円、営業未払金は 3,725 百万円減少しております。当期の損益計算書は、営業収益は 6,089 百万円、営業原価は 5,997 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 91 百万円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は 65 百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という)等を当期から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌期の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

1 当期の計算書類に計上した金額

土地・建物等の時価下落により減損の兆候があると判断し、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額をもって減損損失の認識の要否の検討を行った重要な資産グループ1 拠点(帳簿価額合計 4,456 百万円)について、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

2 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

前述の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」をご参照下さい。

貸借対照表に関する注記事項

1 関係会社に対する金銭債権債務

短期債権	5,368 百万円	長期債権	4,435 百万円
短期債務	10,325 百万円	長期債務	655 百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 297,713 百万円

3 固定資産の圧縮記帳累計額 3,218 百万円

4 担保資産

担保に供している資産

土地 744 百万円

上記に対応する債務

短期借入金	150 百万円	前受金	96 百万円
長期借入金	283 百万円	長期預り金	1,000 百万円

5 保証債務

他社の借入金に対する債務保証 660 百万円

損益計算書に関する注記事項

1 関係会社との取引高

営業取引高	収 益	19,663 百万円	費 用	52,254 百万円
営業取引以外の取引高		2,805 百万円		

株主資本等変動計算書に関する注記事項

当期の末日における自己株式の数 普通株式 6,751,940 株

税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	201 百万円
投資損失引当金	210 百万円
未払賞与	575 百万円
退職給付引当金	506 百万円
減価償却費	6,485 百万円
減損損失	2,080 百万円
その他	2,025 百万円

繰延税金資産合計	12,085 百万円
----------	------------

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△	30,332 百万円
圧縮記帳積立金	△	16,856 百万円
特別償却積立金	△	40 百万円
繰延税金負債合計	△	47,229 百万円
繰延税金負債の純額	△	35,144 百万円

関連当事者に関する注記事項

役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は 会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	若林 辰雄	—	当社取締役	マンション の販売	42	—	—

(注) マンションの販売の価格については、一般的取引条件と同様に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記事項

1	1株当たり純資産額	3,911円04銭
2	1株当たり当期純利益	216円37銭

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- 自己株式の取得及び消却を行う理由
2022年3月25日に公表した中期経営計画[2022-2024]の株主還元方針を踏まえ、機動的に株主還元の充実、資本効率の向上を図るもの。
- 自己株式の取得に係る事項の内容
 - 取得する株式の種類 当社普通株式
 - 取得する株式の総数 4,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：4.9%)
 - 株式の取得価額の総額 100億円(上限)
 - 取得期間 2022年5月2日～2023年3月31日
 - 取得方法 東京証券取引所における市場買付け
- 自己株式の消却に係る事項の内容
 - 消却する株式の種類 当社普通株式
 - 消却する株式の総数 6,000,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合：6.8%)
 - 消却予定日 2022年5月20日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上坂善章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有吉真哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 坂 善 章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 太 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 吉 真 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第219期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第219期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会及び常務会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イに定める会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

三菱倉庫株式会社 監査役会

常任監査役(常勤監査役)	渡辺	徹 [㊟]
監査役(常勤・社外監査役)	長谷川	幹根 [㊟]
監査役(社外監査役)	山田	洋之助 [㊟]
監査役(社外監査役)	佐藤	孝夫 [㊟]
監査役	三浦	潤也 [㊟]

以上

会場ご案内図

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号 日本橋ダイヤビルディング 電話 (03)3278-6611



○最寄り駅

都営地下鉄 浅草線

東京メトロ 銀座線・東西線

東京メトロ 半蔵門線

JR

日本橋駅 (D 2 出口から徒歩約 3 分)

日本橋駅 (D 4 出口から徒歩約 4 分)

三越前駅 (B 6 出口から徒歩約 5 分)

東京駅 (八重洲中央口・日本橋口から徒歩約 15 分)

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。